平成２８年（フ）第２１１号
大阪市淀川区塚本６丁目７番６号　グランソシエ塚本Ⅰ　102号
破産者　紺谷　通子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２号
大阪府交野市星田北７丁目９番１号
破産者　福本　幸子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８３号
大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ43―205号
破産者　新田　章二
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７号
大阪府松原市北新町３丁目９番５号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市東阪田182番地の13
破産者　大谷眞紀子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９７号
堺市西区鳳中町２丁31番地４　グリーンオウトリ302号
破産者　山中　秀夫
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００７号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁２番７―205号
破産者　中地　　克
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８７９号
神戸市東灘区深江北町１丁目５番１―402号
破産者　太田喜久子
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２８号
神戸市中央区栄町通６丁目１番18―401号、従前の住所神戸市北区緑町８丁目９番４―101号
破産者　石田　英樹
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　４号棟102号、従前の住所神戸市東灘区森北町６丁目７番９号
破産者　熊本　治代
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３２号
奈良県生駒市高山町136―81　ライフサポート友隣、住民票上の住所大阪府交野市青山３丁目６番２号
破産者　川野　春見
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１号
福岡県八女市平田593番地
破産者　牛島　敏弘（旧姓郷田）
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市国分郡田2035番地４
破産者　松野　和義
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６０号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町１番50号
破産者　藤元　洋枝
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5968番地３　ハピネス２　201号室
破産者　橋野　雄大
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第３５号
熊本県八代市本町１丁目２番17号
破産者　合資会社つるや
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第６９号
鹿児島県志布志市志布志町安楽2774番地２
破産者　有限会社武石石油
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
さいたま市北区日進町１丁目529番地２
破産者　株式会社ビーエル
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
新潟県新発田市大栄町３丁目２番25号
破産者　株式会社新津屋商店
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２８１号
北九州市小倉北区清水２丁目10番15号
破産者　株式会社松尾ガス風呂センター
1　決定年月日　平成28年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部